

自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令及び航空身体検査に関する訓令の一部を改正する訓令案のうち、航空身体検査に関する訓令の改正部分について

1 改正の趣旨

航空身体検査に関する訓令において定められる航空身体検査基準について、各国の航空身体検査基準における握力の基準は撤廃されており、握力検査の目的である低体力者の検出を達するには医師の診察で十分であると考えられること、また、眼鏡等の視力矯正具の技術の向上が見受けられることから、大臣は、当該基準のうち「握力」及び「視力」の基準の見直し検討を航空身体検査審査会（主宰者：衛生監）に対し諮問し、当該基準の一部変更の必要性について答申を得たことから、当該答申内容を踏まえつつ、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要（第 2 条関係）

航空身体検査に関する訓令（昭和 33 年防衛庁訓令第 1 号）

①握力関係

「5 握力」に関し、握力測定が各国の航空身体検査において撤廃されており、握力測定の目的である低体力者の検出を達成するためには医師の診察で十分であるため、握力の合格基準を廃止すること。

②視力関係

「9 視力」のうち遠距離視力基準の一部及び近距離視力基準を緩和すること並びに視力矯正手段としてこれまでの矯正眼鏡のほか、一部ソフトコンタクトレンズも容認すること。

3 施行期日

平成 20 年 9 月 1 日